

協議第 1 号

地域審議会について

地域審議会について提案する。

平成 16 年 3 月 1 日提出

函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会
会 長 函館市長 井 上 博 司

協議項目第 6 号

地域審議会

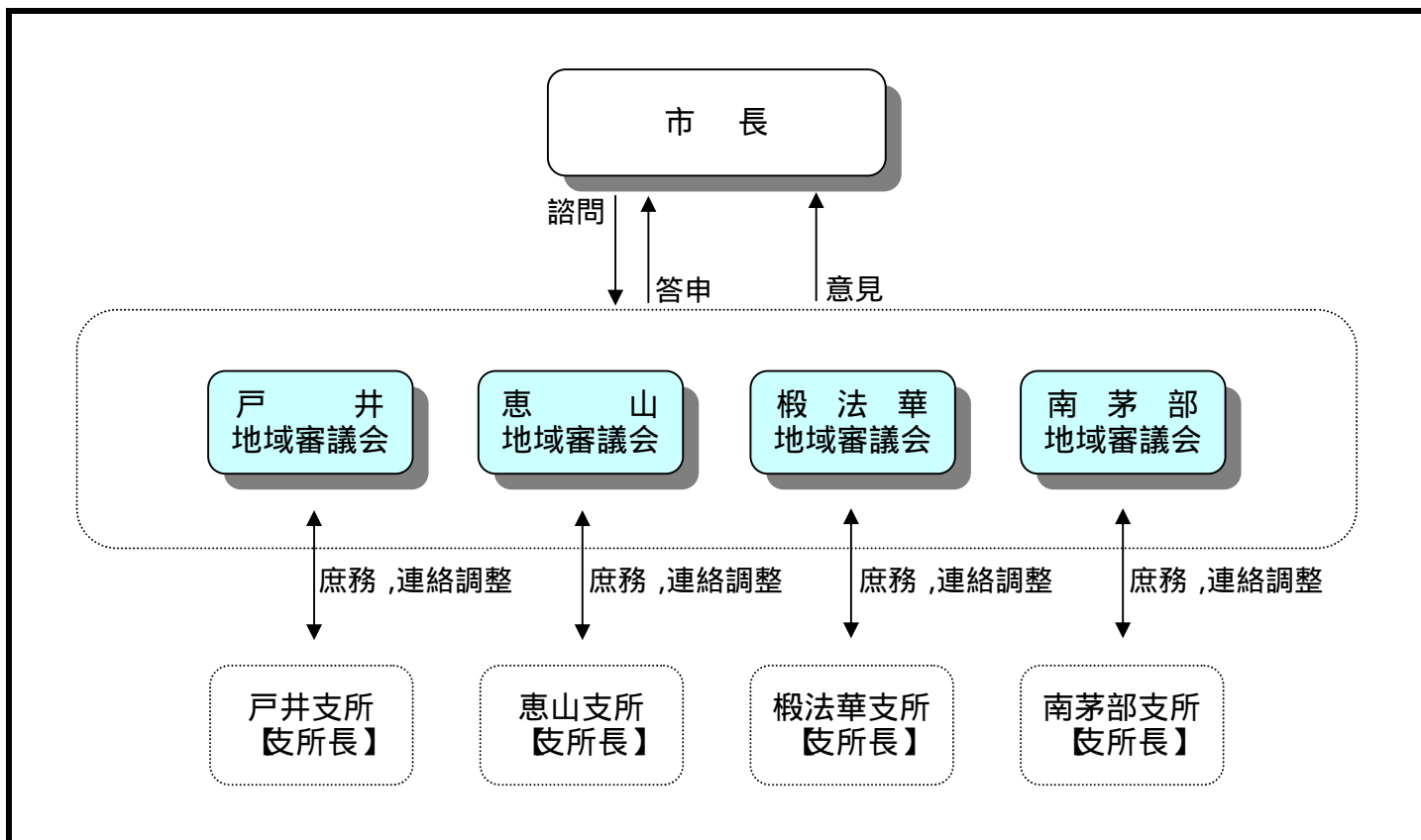
市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 の規定による地域審議会を戸井町，恵山町，楸法華村，南茅部町に設置するものとし，合併までに組織および運営に関し必要な事項を定める。

地域審議会

【調整の具体的な内容】

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4の規定による地域審議会を戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町に設置するものとし，合併までに組織および運営に関し必要な事項を定める。

1 イメージ図



2 市町村の合併の特例に関する法律

（地域審議会）

第5条の4 合併関係市町村の協議により，期間を定めて合併市町村に，合併関係市町村の区域であった区域ごとに，当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

- 2 地域審議会を組織する構成員の定数，任期，任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については，合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については，合併関係市町村の議会の議決を経るものとし，その協議が成立したときは，合併関係市町村は，直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は，第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは，条例でこれを定めなければならない。

3 地域審議会の設置（案）

（１） 名称

戸井地域審議会

恵山地域審議会

椴法華地域審議会

南茅部地域審議会

（２） 所掌事項

次の事項について，市長の諮問に応じて審議をし，または意見を述べる
ことができる。

- ・市町村建設計画の執行状況
- ・市町村建設計画の変更
- ・当該地域においてのみ行われる事務・事業
- ・当該地域に特別に利害関係のある事務・事業
- ・その他対象地域の振興に関する事項

（３） 設置期間 合併年度およびこれに続く10か年度

（４） 委員数および任期

委員数・・・それぞれ15人以内（公共的団体，学識経験者，公募等）

任 期・・・2年

4 地域審議会の設置状況

合併市町村で地域審議会を設置している事例

	都道府県	合併市町村	合併関係市町村 (太字の地域に地域審議会を設置)	合併期日	方式	設置期間	委員数
1	岩手県	大船渡市	大船渡市・三陸町	H13.11.15	編入	概ね10年	15人以内
2	宮城県	加美町	中新田町・小野田町・宮崎町	H15.4.1	新設	10年	15人以内
3	山梨県	南アルプス市	八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町	H15.4.1	新設	10年	20人以内
4	愛媛県	新居浜市	新居浜市・別子山村	H15.4.1	編入	10年	7人以内
5	熊本県	あさぎり町	上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村	H15.4.1	新設	10年	15人以内
6	山口県	周南市	徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町	H15.4.21	新設	概ね10年	15人以内
7	愛知県	田原市	田原町・赤羽根町	H15.8.20	編入	概ね5年	10人以内
8	長野県	千曲市	更埴市・戸倉町・上山田町	H15.9.1	新設	10年	20人以内
9	山梨県	富士河口湖町	河口湖町・勝山村・足和田村・上九一色村	H15.11.15	新設	概ね8年半	12人以内
10	岐阜県	本巣市	本巣町・真正町・糸貫町・根尾村	H16.2.1	新設	概ね10年	15人以内
11	岐阜県	飛騨市	古川町・神岡町・河合村・宮川村	H16.2.1	新設	概ね10年	15人以内
12	新潟県	佐渡市	両津市・相川町・金井町・新穂村・畑野町・真野町・ 小木町・羽茂町・赤泊村・佐和田町	H16.3.1	新設	概ね10年	15人以内
13	岐阜県	郡上市	八幡町・大和町・白鳥町・高鷲村・美並村・明宝村・ 和良村	H16.3.1	新設	概ね10年	18人以内
14	長崎県	対馬市	厳原町・美津島町・豊玉町・峰町・上県町・上対馬町	H16.3.1	新設	概ね10年	15人以内

法定協議会で地域審議会の設置を決定している事例

	都道府県	新自治体名	合併関係市町村 (太字の地域に地域審議会を設置)	合併目標 期日	方式	設置期間	委員数
1	新潟県	阿賀野市	安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村	H16.4.1	新設	10年	16人以内
2	長野県	東御市	東部町・北御牧村	H16.4.1	新設	10年	15人以内
3	広島県	三次市	三次市・君田村・布野村・作木村・吉舎町・三良坂町・ 三和町・甲奴町	H16.4.1	新設	11年	12人以内
4	愛媛県	四国中央市	伊予三島市・川之江市・土居町・新宮村	H16.4.1	新設	10年	15人以内
5	長崎県	新上五島町	上五島町・有川町・新魚目町・若松町・奈良尾町	H16.8.1	新設	概ね10年	15人以内
6	長崎県	五島市	福江市・奈留町・岐宿町・三井楽町・玉之浦町・富江町	H16.8.1	新設	概ね10年	15人以内
7	山梨県	身延町	下部町・中富町・身延町	H16.9.13	新設	概ね10年	10人以内
8	滋賀県	甲賀市	水口町・甲賀町・甲南町・信楽町・土山町	H16.10.1	新設	5年	10人以内
9	愛媛県	愛南町	内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町	H16.10.1	新設	概ね10年	15人以内
10	兵庫県	丹波市	柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町	H16.11.1	新設	概ね10年	15人以内
11	広島県	神石高原町	油木町・神石町・豊松村・三和町	H16.11.5	新設	概ね10年	12人以内
12	群馬県	前橋市	前橋市・大胡町・宮城村・粕川村	H16.12.5	編入	概ね10年	20人以内
13	滋賀県	高島市	今津町・新旭町・安曇川町・高島町・マキノ町	H17.1.1	新設	概ね10年	20人以内
14	長崎県	西海市	西彼町・西海町・大島町・崎戸町・大瀬戸町	H17.1.1	新設	概ね10年	15人以内
15	岐阜県	高山市	高山市・丹生川村・清見村・荘川村・宮村・久々野町・ 朝日村・高根村・国府町・上宝村	H17.2.1	編入	概ね10年	10～14人以内
16	長崎県	諫早市	諫早市・多良見町・森山町・飯盛町・高来町	H17.3.1	新設	概ね10年	15人以内
17	大分県	佐伯市	佐伯市・上浦町・弥生町・本匠村・宇目町・直川村・ 鶴見町・米水津村・蒲江町	H17.3.3	新設	概ね10年	15人以内
18	山梨県	甲府市	甲府市・中道町・芦川村・上九一色村	未定	編入	未定	未定

協議第2号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて提案する。

平成16年3月1日提出

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第10号

特別職の身分の取扱い

戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町の常勤の特別職および教育長の身分の取扱いについては，5市町村の長が別に協議して定める。

特別職の身分

【調整の具体的な内容】

戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町の常勤の特別職および教育長の身分の取扱いについては，5市町村の長が別に協議して定める。

特別職の任期

区 分	函 館 市	戸 井 町	恵 山 町	椴 法 華 村	南 茅 部 町
市 町 村 長	H15. 4.27 ~ H19. 4.26	H14. 3.25 ~ H18. 3.24	H14. 6. 2 ~ H18. 6. 1	H15. 7.11 ~ H19. 7.10	H15. 8.21 ~ H19. 8.20
助 役	H14. 4. 1 ~ H18. 3.31	H14. 5. 1 ~ H18. 4.30	H14. 6.26 ~ H18. 6.25	H13.12.25 ~ H17.12.24	H15.11.15 ~ H19.11.14
	H15. 7.19 ~ H19. 7.18				
収 入 役	H14. 4. 1 ~ H18. 3.31	H13. 4. 1 ~ H17. 3.31			H12. 8.16 ~ H16. 8.15
常 勤 監 査 委 員	H12. 4. 1 ~ H16. 3.31				
教 育 長	H13.10.16 ~ H17.10.15	H12.10. 1 ~ H16. 9.30	H15. 1.10 ~ H16. 7.31	H13.12.25 ~ H17.12.24	H15. 5.26 ~ H19. 5.25
水 道 局 長	H12. 4. 1 ~ H16. 3.31				
交 通 局 長	H14. 6. 1 ~ H18. 5.31				

行政組織機構の取扱いについて

行政組織機構の取扱いについて提案する。

平成16年3月1日提出

函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

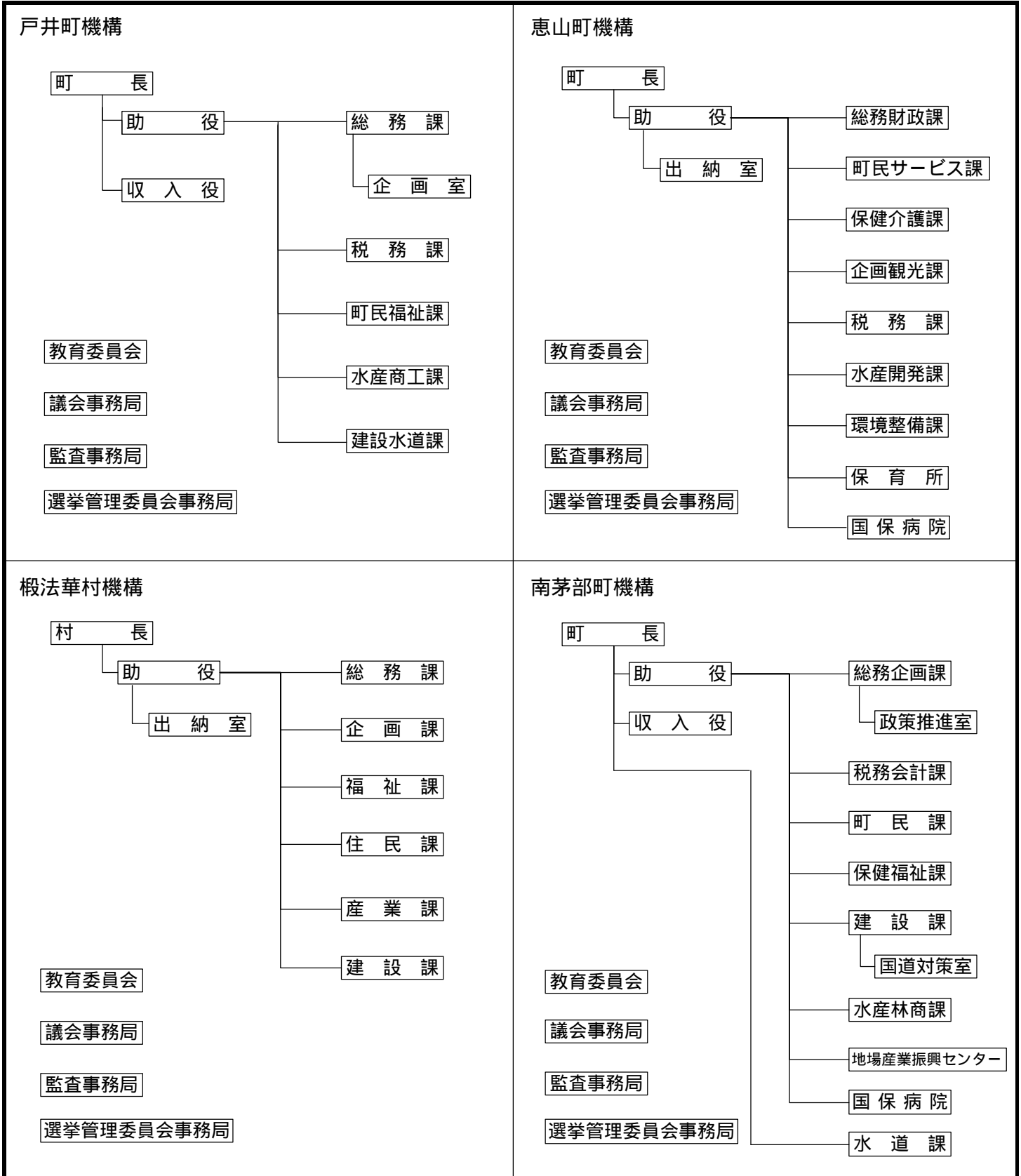
協議項目第11号	行政組織機構の取扱い
<p>1 戸井町役場，恵山町役場，楸法華村役場，南茅部町役場は支所とし，支所の組織については，住民サービスの低下を招かないよう配慮する。</p> <p>2 行政委員会および附属機関等の取扱い</p> <p>(1) 行政委員会については，函館市の機関に統合する。</p> <p>(2) 附属機関等については，それぞれの経緯や地域特性を踏まえながら，統合・再編などを行うものとする。</p>	

1 行政組織機構

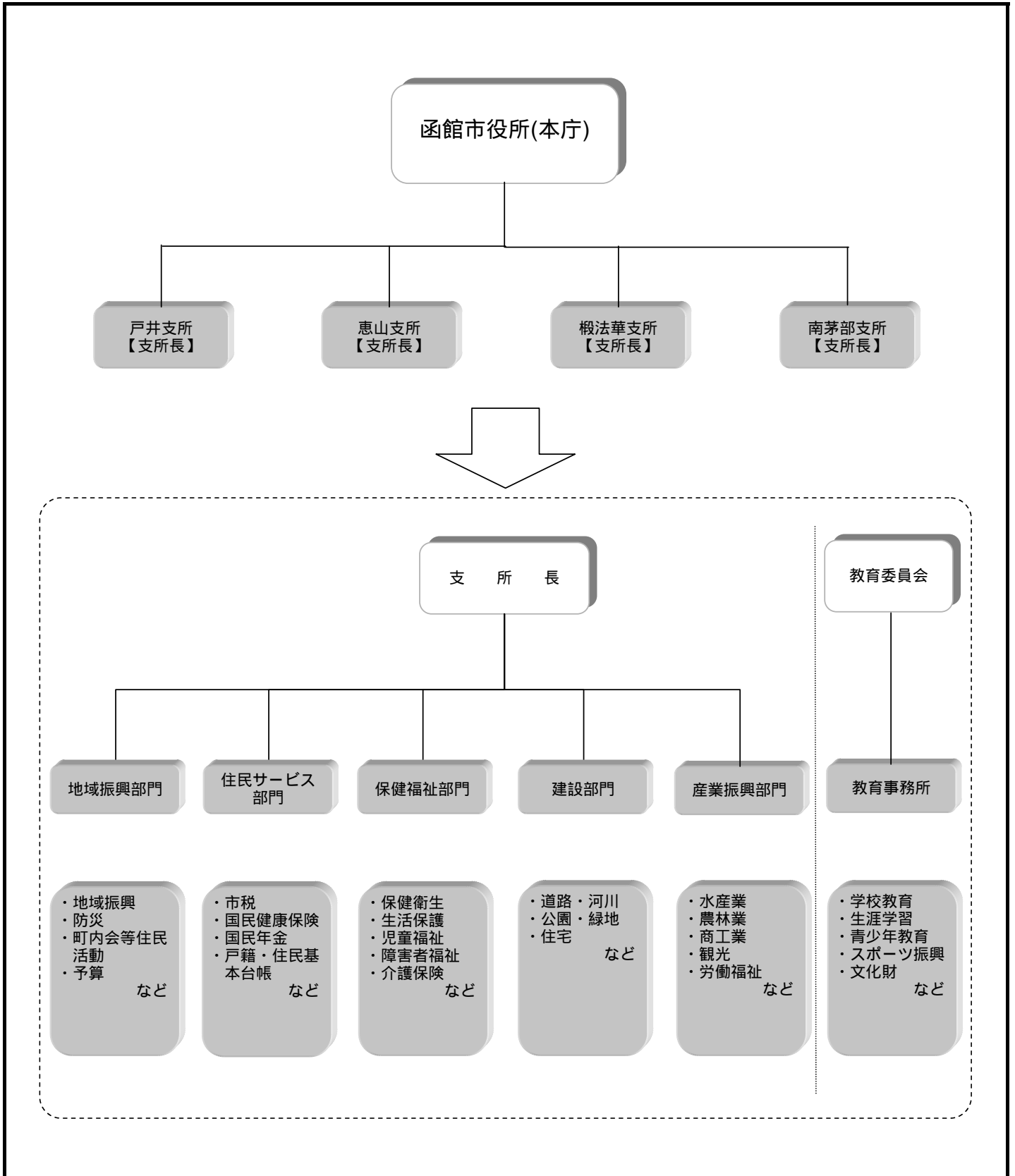
【調整の具体的な内容】

戸井町役場，恵山町役場，椴法華村役場，南茅部町役場は支所とし，支所の組織については，住民サービスの低下を招かないよう配慮する。

(1) 現在の組織機構



(2) 支所の組織機構 (案)



2 行政委員会および附属機関等

【調整の具体的な内容】

- (1) 行政委員会については、函館市の機関に統合する。
- (2) 附属機関等については、以下の区分により調整する。
 - 函館市の機関に統合するもの
 - 函館市の機関を再編するもの
 - 町村の機関を再編するもの
 - 現行のとおりとするもの
 - 廃止するもの

(1) 行政委員会

行政委員会

- ・教育委員会（5市町村） ・選挙管理委員会（5市町村） ・監査委員（5市町村）
- ・公平委員会（5市町村） ・固定資産評価審査委員会（5市町村）

(2) 附属機関等

函館市の機関に統合するもの（合併時は、現在の市の委員で対応し、それぞれの改選期に全地域を対象とするもの）

- ・総合計画策定審議会（5市町村） ・表彰審議委員会（5市町村） ・特別職報酬等審議会（5市町村）
- ・市（町）史編さん審議会（函館市・南茅部町） ・個人情報保護審査会（函館市・戸井町）
- ・公文書公開審査会（函館市・戸井町・恵山町・南茅部町）
- ・市町村営住宅入居者審査委員会（5市町村） ・民生委員推薦会（5市町村）
- ・高齢者等保健・医療・福祉計画策定推進委員会（5市町村）
- ・在宅介護支援センター運営協議会（函館市・南茅部町）
- ・エキノコックス症予防対策推進専門委員会（函館市・戸井町・恵山町・楸法華村）
- ・国民健康保険運営協議会（5市町村） ・社会教育委員の会議（5市町村）
- ・青少年問題協議会（5市町村） ・就学指導委員会（5市町村）
- ・奨学資金運営委員会（函館市・戸井町・恵山町・南茅部町）

函館市の機関を再編するもの（合併時に、4町村からの委員を増員するもの）

- ・防災会議（5市町村） ・介護認定審査会（5市町村）
- ・文化財保護審議会（函館市・恵山町・楸法華村・南茅部町）

町村の機関を再編するもの

- ・防災行政無線運営委員会（4町村）

現行のとおりとするもの

- ・国際交流資金運営委員会（函館市） ・公務災害補償等審査会（函館市）
- ・個人情報保護運営審議会（函館市） ・環境審議会（函館市）
- ・廃棄物減量等推進審議会（函館市） ・地方港湾審議会（函館市・椴法華村）
- ・建築審査会（函館市） ・中高層建築物紛争調停委員会（函館市） ・土地区画整理事業評価員（函館市）
- ・都市計画審議会（函館市） ・開発審査会（函館市） ・都市景観審議会（函館市）
- ・都市景観賞選考委員会（函館市） ・西部地区歴史的町並み資金運営委員会（函館市）
- ・緑化審議会（函館市） ・福祉のまちづくり推進委員会（函館市）
- ・社会福祉施設整備資金運営委員会（函館市） ・在宅福祉ふれあい資金運営委員会（函館市）
- ・総合福祉センター運営委員会（函館市） ・亀田福祉センター運営委員会（函館市）
- ・福祉サービス苦情処理委員（函館市） ・市立函館保健所結核診査協議会（函館市）
- ・市立函館保健所運営協議会（函館市） ・市立函館保健所感染症診査協議会（函館市）
- ・交通安全対策会議（函館市） ・女性センター運営協議会（函館市） ・住居表示審議会（函館市）
- ・ウォーターパーク運営委員会（戸井町） ・中小企業振興審議会（函館市）
- ・産業支援センター入居資格審査委員会（函館市） ・中央卸売市場開設運営協議会（函館市）
- ・中央卸売市場取引委員会（函館市） ・水産物地方卸売市場運営協議会（函館市）
- ・総合センター運営委員会（戸井町） ・学校給食センター運営委員会（戸井町・恵山町・南茅部町）
- ・文化賞審議会（函館市） ・学校教育審議会（函館市） ・教科用図書選定委員会（函館市）
- ・北海道教育センター運営協議会（函館市） ・青少年芸術教育奨励事業企画推進委員会（函館市）
- ・入学準備金貸付審査委員会（函館市） ・図書館協議会（函館市）
- ・博物館協議会（函館市） ・郷土博物館運営委員会（恵山町） ・スポーツ振興審議会（函館市）

廃止するもの

- ・財政審議会（恵山町） ・所得調査協力委員会（戸井町・恵山町） ・公害対策審議会（恵山町）
- ・高齢者福祉総合センター入居審査委員会（椴法華村） ・漁家経済再建対策委員会（戸井町）
- ・地場産業振興センター運営委員会（南茅部町） ・公立学校統廃合検討審議会（戸井町）
- ・社会体育施設運営委員会（南茅部町）

協議第 4 号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて提案する。

平成 16 年 3 月 1 日提出

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
会 長 函館市長 井 上 博 司

協議項目第 8 号

一般職の職員の身分の取扱い

- 1 戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町の一般職の職員は，市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 9 条第 1 項の規定により，すべて函館市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免，給与その他の身分の取扱いについては，函館市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとし，その細目は，5 市町村の長が別に協議して定める。

1 一般職の職員の身分

【調整の具体的な内容】

戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町の一般職の職員は，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条第1項の規定により，すべて函館市の職員として引き継ぐものとする。

（1） 職員定数（平成15年4月1日現在）

区 分	函 館 市	戸 井 町	恵 山 町	椴 法 華 村	南 茅 部 町
市町村長の事務部局等	2,827人	55人	103人	42人	120人
一般部局	1,759人	55人	66人	42人	84人
病院	699人	-	37人	-	36人
水道局	289人	-	-	-	-
交通局	80人	-	-	-	-
議会事務局	18人	3人	2人	2人	3人
教育委員会事務局	507人	20人	24人	6人	25人
選挙管理委員会事務局	10人	3人	1人	兼務 3人	兼務 3人
監査事務局	9人	2人	1人	兼務 2人	兼務 3人
公平委員会事務局	兼務 3人	-	-	-	-
農業委員会事務局	9人	-	-	-	-
固定資産評価審査委員会事務局	兼務 2人	-	-	-	-
消防	368人	-	-	-	-
臨時部局	16人	-	-	-	-
合 計（兼務除く）	3,764人	83人	131人	50人	148人

（参考）

区 分	函 館 市	戸 井 町	恵 山 町	椴 法 華 村	南 茅 部 町
渡島東部消防事務組合	-	-	85人	-	-
恵山地区衛生処理組合	-	-	13人	-	-
定数外派遣職員	83人	-	-	-	-

（2） 給料表

区 分	函 館 市	戸 井 町	恵 山 町	椴 法 華 村	南 茅 部 町
行政職給料表	9 級 制	8 級 制	8 級 制	8 級 制	8 級 制
国の級	市の級	職務の名称	職務の名称	職務の名称	職務の名称
1 級	1 級	主事 3 級，技師 3 級	係	吏員	主事
2 級	2 級	主事 2 級，技師 2 級	係	吏員	主事
3 級	3 級	主事 1 級，技師 1 級	係	主任，吏員	主任，主事
4 級		-	係長，主任	主査，主任，吏員	主任，主事
5 級	4 級	主任主事，主任技師	課長補佐，係長，主任	主幹，主査，主任，吏員	主任，主事
6 級	5 級	係長，主査，主席，主任	課長，課長補佐，係長，主任	課長，主幹，主査，主任	主任，主事
7 級	6 級	課長補佐，主幹，係長	課長，課長補佐	課長，主幹	主任，主事
8 級	7 級	課長	課長	課長	主任，主事
9 級	8 級	部次長	-	-	主任，主事
10 級	9 級	部長	-	-	主任，主事
医師職給料表	5 級制	-	別に定める	-	別に定める
医療職給料表	-	-	5 級制，7 級制	-	7 級制
教育職給料表（高等学校）	4 級制	-	4 級制	-	-
教育職給料表（幼稚園）	4 級制	4 級制	-	-	-

行政職給料表は，4 町村は，国の給料表を準用しているが，函館市は，国の 4 級を準用していない。

2 一般職の職員の給与

【調整の具体的な内容】

一般職の職員の給料および手当については、函館市の制度に統一する。
ただし、4町村の支所における管理職手当については、当分の間、函館市の基準の2分の1とする。

5市町村の一般職の職員の給与の現況（平成16年4月1日以降）

項目	函館市と4町村の主な相違点		備考
	函館市	4町村	
給料	9級制(国の4級, 11級未使用)	8級制(国の9級, 10級, 11級未使用)	国は11級制
住居手当	借家(国と同制度) : 12,000円を超える場合支給, 27,000円限度 持家: 8,500円	借家: 3,000円を超える場合支給, 9,000円限度(恵山) 6,000円を超える場合支給, 11,000円限度(南茅部) 持家: 5,000円(戸井・恵山・南茅部), 3,000円(椴法華)	借家 戸井, 椴法華は 市と同制度
通勤手当	(国と同制度) 交通用具使用者: 24,500円限度 交通機関利用者: 55,000円限度	交通用具使用者: 8,900円限度(戸井・恵山) 13,700円限度(椴法華) 6,500円限度, ただし自家用通勤は独自 加算制度があり 20,900円限度(南茅部) 交通機関利用者: 20,000円限度(恵山) 50,000円限度(南茅部)	交通機関利用者 戸井, 椴法華は 市と同制度
扶養手当	(国と同制度) 配偶者: 13,500円 配偶者以外: 2人まで各6,000円 その他の扶養親族: 1人につき5,000円		5市町村同制度
期末・勤勉手当	(国と同制度) 支給割合: 4.40=期末3.00, 勤勉1.40 役職段階別加算(4級~8級): 5%~15%, (9級)20%	支給割合: 4.40=期末3.75, 勤勉0.65(恵山) 4.40=期末4.40, 勤勉なし(椴法華)	支給割合 戸井, 南茅部は 市と同制度
寒冷地手当	(国と同制度) 基準額: 定額59,200~163,700円 加算額: 定額12,900~38,600円	加算額: 灯油単価×560~1400円(椴法華)	戸井, 恵山, 南茅部は 市と同制度
管理職手当	支給額: 定額×支給割合 支給割合(課長職の場合): 17/100	支給額: 給料月額×支給割合 支給割合(課長職の場合): 9/100(戸井) 8/100(恵山・椴法華・南茅部)	
管理職員 特別勤務手当	制度なし 選挙事務は報酬で対応	選挙事務, 災害発生時に支給 支給額: 4,000~9,000円(戸井・恵山・椴法華) 10,000~15,000円(南茅部)	
退職手当	(国と同制度) 退職時の給料月額×支給率(最高限度60.99月) H16年10月~(最高限度59.28月)		5市町村同制度
特殊勤務手当	社会福祉業務手当など	保健指導業務手当など	
その他の手当	調整, 初任給調整, 単身赴任手当: 制度あり	調整, 初任給調整, 単身赴任手当: 制度なし	

協議第5号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて提案する。

平成16年3月1日提出

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第15号

一部事務組合等の取扱い

- 1 戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町がそれぞれ加入している一部事務組合等については，合併の前日をもって脱退する。
- 2 戸井町，恵山町，椴法華村で構成している恵山地区衛生処理組合については，合併の前日をもって解散し，函館市に引き継ぐものとする。

一部事務組合等

【調整の具体的な内容】

- 1 戸井町, 恵山町, 榎法華村, 南茅部町がそれぞれ加入している一部事務組合等については, 合併の前日をもって脱退する。
- 2 戸井町, 恵山町, 榎法華村で構成している恵山地区衛生処理組合については, 合併の前日をもって解散し, 函館市に引き継ぐものとする。

合併の前日をもって脱退し,合併後,函館市として共同処理するもの

函館圏公立大学広域連合

【構成団体】

函館市, 戸井町, 上磯町, 大野町, 七飯町

【共同処理する事務】

- ・公立大学の設置, 管理および運営に関する事務

北海道市町村備荒資金組合

【構成団体】

函館市, 戸井町, 恵山町, 榎法華村, 南茅部町ほか道内市町村

【共同処理する事務】

- ・北海道内の市町村が災害による減収を補填し, または災害応急復旧事業費その他災害に伴う費用に充てるための積立金穀に関する事務

渡島広域市町村圏振興協議会

【構成団体】

函館市, 戸井町, 恵山町, 榎法華村, 南茅部町, 松前町, 福島町, 知内町, 木古内町, 上磯町, 大野町, 七飯町, 鹿部町, 砂原町, 森町, 八雲町, 長万部町

【共同処理する事務】

- ・渡島広域市町村圏計画の作成, 圏域の振興整備にかかる連絡調整

合併の前日をもって脱退し,合併後,函館市が処理するもの

渡島東部消防事務組合

【構成団体】

戸井町, 恵山町, 榎法華村, 南茅部町, 砂原町, 鹿部町

【共同処理する事務】

- ・消防に関する事務

茅部地区衛生施設組合

【構成団体】

南茅部町, 森町, 砂原町, 鹿部町

【共同処理する事務】

- ・ごみの収集, 運搬および処分ならびに処理施設の設置管理に関する事務
- ・し尿の収集, 運搬および処分ならびに処理施設の設置管理に関する事務
- ・し尿浄化槽清掃業の許可に関する事務

渡島廃棄物処理広域連合

【構成団体】

南茅部町, 松前町, 福島町, 知内町, 木古内町, 上磯町, 大野町, 七飯町, 鹿部町, 砂原町, 森町, 八雲町, 長万部町

【共同処理する事務】

- ・ごみ処理施設および廃棄物運搬中継・中間処理施設の設置, 管理および運営に関する事務

北海道市町村職員退職手当組合

【構成団体】

戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町，恵山地区衛生処理組合，渡島東部消防事務組合，茅部地区衛生施設組合，渡島廃棄物処理広域連合ほか道内市町村，一部事務組合および広域連合

【共同処理する事務】

- ・地方公共団体の職員に対する退職手当の支給に関する事務

北海道市町村総合事務組合

【構成団体】

戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町，恵山地区衛生処理組合，渡島東部消防事務組合，茅部地区衛生施設組合ほか道内市町村および一部事務組合

【共同処理する事務】

- ・非常勤消防団員，消防作業に従事した者または緊急業務に協力した者，非常勤の水防団長および水防団員等にかかる損害補償事務
- ・非常勤消防団員に係る退職報奨金支給および賞じゅつ金授与に関する事務
- ・非常勤の職員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務
- ・非常勤の学校医，学校歯科医および学校薬剤師の公務上の災害に関する事務

北海道町村議会議員公務災害補償等組合

【構成団体】

戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町，恵山地区衛生処理組合，渡島東部消防事務組合，茅部地区衛生施設組合，渡島廃棄物処理広域連合ほか道内町村，一部事務組合および広域連合

【共同処理する事務】

- ・町村，一部事務組合および広域連合議会の議員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務

渡島支庁管内公平委員会

【構成団体】

戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町，恵山地区衛生処理組合，渡島東部消防事務組合，茅部地区衛生施設組合，渡島廃棄物処理広域連合，松前町，福島町，知内町，木古内町，上磯町，大野町，七飯町，鹿部町，砂原町，森町，八雲町，長万部町，南渡島青少年指導センター，山越郡衛生処理組合，南渡島衛生施設組合，渡島西部広域事務組合，南渡島消防事務組合

【共同処理する事務】

- ・職員の給与，勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し，判定し，および必要な措置を執ること，職員に対する不利益処分不服申し立てに対する裁決または決定をすること，およびその他法律に基づきその権限に属せしめられた事務

合併の前日をもって解散し，合併後，函館市が処理するもの

恵山地区衛生処理組合

【構成団体】

戸井町，恵山町，椴法華村

【共同処理する事務】

- ・し尿およびごみの収集処理施設の設置管理ならびに運営に関すること。

協議第6号

環境衛生事業の取扱いについて

環境衛生事業の取扱いについて提案する。

平成16年3月1日提出

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第27号	環境衛生事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 ごみの分別，収集，手数料については，函館市の制度に統一する。2 し尿の収集，手数料については，函館市の制度に統一する。	

1 ごみ処理事業

【調整の具体的な内容】

- (1) ごみの分別，収集，手数料については，函館市の制度に統一する。
- (2) 集団資源回収事業は，合併時に函館市の制度を適用する。

市町村名		函 館 市		戸井町，恵山町，椴法華村	南 茅 部 町
項目名		函 館 市		恵 山 地 区 衛 生 処 理 組 合	渡 島 廃 棄 物 処 理 広 域 連 合
実施主体	可燃	函 館 市		恵 山 地 区 衛 生 処 理 組 合	渡 島 廃 棄 物 処 理 広 域 連 合
	可燃以外	函 館 市			南 茅 部 町
分別	可燃	生ごみ，紙おむつ，木・葉，紙くず，食用油など		生ごみ，布・衣類，紙おむつ，木・葉，紙くず，食用油など	生ごみ，布・衣類，紙おむつ，紙くず，皮革，プラスチック類など
	不燃	布，衣類，金属，皮革，ガラス類など		金属，皮革，ガラス類など	金属，びん，ガラス類など
	資源	缶・びん・ペットボトル		びん（無色・茶色・その他）	缶
		プラスチック容器包装（発泡スチロールなど）		ペットボトル プラスチック容器包装（発泡スチロールなど）	ペットボトル，発砲スチロール
	粗大	自転車，家具類，大型ストーブなど		自転車，家具類，大型ストーブなど	自転車，家具類，大型ストーブなど
	紙類	-		-	ダンボール，新聞，雑誌，紙パックなど
収集	収集体制	直 営 ・ 委 託		委 託	委 託
	収集方式	計 画 路 線 収 集 方 式		計 画 路 線 収 集 方 式 ・ ス テ ー シ ョ ン 方 式	ス テ ー シ ョ ン 方 式
	可燃	週 2回		週 3回	週 2回
	不燃	隔 週 1回		概 ね 月 1回	月 2回
	資源	概 ね 月 4回		概 ね 月 2回	月 1回
	粗大	申 込 制		概 ね 月 1回	-
手数料	可燃	2円/リットル		無 料	2円/リットル
	不燃	袋の種類(5,10,20,30,40リットル)			袋の種類(10,20,40リットル)
	資源	無 料			1円/リットル 袋の種類 (20,40リットル)
	粗大	30kg未満	200円		30円 / 10kg
30kg以上50kg未満		400円			
50kg以上		600円			
集団資源回収事業	対象団体	町会，自治会，学校・PTA，子供会，老人クラブなど		-	-
	回収品	新聞，雑誌，ダンボール，紙パック，びん，空き缶，金属，布類，プラスチック箱(ビールの箱など)			
	奨励金	3円～5円/kg			

2 し尿処理事業

【調整の具体的な内容】

し尿の収集，手数料，手数料納入方法については，函館市の制度に統一する。

ただし，4町村の家庭系の手数料については，函館市の下水道処理区域の手数料を適用する。

市町村名		函 館 市		戸井町，恵山町，椴法華村	南 茅 部 町
項目名		函 館 市		恵山地区衛生処理組合	茅部地区衛生施設組合
収集体制	家庭系	直 営 ・ 委 託		委 託	許 可 業 者
	事業系	直 営 ・ 委 託 ・ 許 可 業 者			
収 集 形 態	家庭系	下水道処理区域	申 込 制	定 期 ・ 申 込 制	定 期 ・ 申 込 制
		下水道処理区域外	定 期 (月1回)		
	事業系	許可業者	許可業者との契約による		
		直営・委託	定 期 (月1回)		
手 数 料	家庭系	下水道処理区域	200リットル以下600円 200リットル超 300円/100リットルを加算 (3円/リットル)	50リットル以下 250円 50リットル以上 50円/10リットルを加算 (5円/リットル)	4.4円/リットル
		下水道処理区域外	世帯構成員数 × 300円/月		
	事業系	3,000リットル以下	1,500円/200リットル (7.5円/リットル)		
		3,000リットル超～5,000リットル以下	2,000円/200リットル (10円/リットル)		
		5,000リットル超	2,200円/200リットル (11円/リットル)		
	手数料納入方法	家庭系・事業系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納入通知書 ・ 口座振替 		

協議第7号

条例，規則等の取扱いについて

条例，規則等の取扱いについて提案する。

平成16年3月1日提出

函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第12号

条例，規則等の取扱い

条例，規則等については，函館市の条例，規則等を適用する。
ただし，各種事務事業等の調整内容と関係する条例，規則等については，
その調整を踏まえて，新規制定，一部改正等を行うものとする。

条例，規則等

【調整の具体的な内容】

条例，規則等については，函館市の条例，規則等を適用する。
ただし，各種事務事業等の調整内容と関係する条例，規則等については，その調整を踏まえて，新規制定，一部改正等を行うものとする。

5市町村の例規集登載本数

区 分	函館市	戸井町	恵山町	楳法華村	南茅部町
条 例	2 4 5 本	1 5 8 本	1 4 6 本	1 1 1 本	1 6 8 本
規 則	2 9 4 本	1 0 4 本	1 1 6 本	9 2 本	1 0 9 本
規程・要綱等	2 9 6 本	8 1 本	1 0 8 本	5 5 本	1 3 7 本

協議第8号

建設関係事業の取扱いについて(継続協議)

平成15年12月26日提案の協議項目第30号の建設関係事業の取扱いを次のとおり変更する。

変更前

協議項目第30号	建設関係事業の取扱い
	<ol style="list-style-type: none">1 都市計画区域については、現行のとおりとする。2 市町村営住宅使用料については、<u>合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から5か年間で段階的に調整し統一する。</u>3 町道・村道については、函館市に引き継ぐものとし、除雪の出動基準、私道の簡易舗装基準については函館市の制度に統一する。

変更後

協議項目第30号	建設関係事業の取扱い
	<ol style="list-style-type: none">1 都市計画区域については、現行のとおりとする。2 市町村営住宅使用料については、<u>現行のとおりとする。</u>3 町道・村道については、函館市に引き継ぐものとし、除雪の出動基準、私道の簡易舗装基準については函館市の制度に統一する。